

ICERD 違反の日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法

I. Relevant Articles of ICERD

- Article 2-1 of ICERD

II. Main Points

日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法は(以下特別法)2005年12月29日に公布・施行された。特別法は、親日反民族行為の対価として取得した財産を国家に帰属させることにより、歴史的課題である親日清算を実現するための法律とされている。この特別法に基づいて大統領直属の国家機関である「親日反民族行為者財産調査委員会」が設立され、同委員会は日韓併合時代に日本に協力したとみなされる人物を調査し、そのリストを作成した。さらに特別法に基づいてこのリスト上の人物の子孫から、「祖先が親日行為によって入手した」とされる土地などの相続財産を没収し、国家に帰属させることを決定した。(親日反民族行為者財産調査委員会発行『親日財産調査・その4年間の活動』より)

III. Background

1. 不服者の側に立証義務

親日反民族行為者財産調査委員会による調査結果、168人が「親日反民族行為者」としてリストアップされ、彼らの子孫から合計2106億ウオンの相続財産が没収され、国家に帰属させられた。特別法第二条第2号の後段では「日露戦争の開戦から1945年8月15日までに、親日反民族行為者が取得した財産は、親日行為の対価として取得した財産であると推定する」とあり、民主国家ではありえない「推定有罪」の法論理が適用されている。親日行為の対価ではないと主張する子孫は、そのことを明らかにする立証責任を負わされた。100年前の祖先の行為が親日行為の対価であったか否かを立証することは事実上不可能であり、殆どが政府側の一方的決定を受けいれざるを得なかった。(親日反民族行為者財産調査委員会発行『親日財産調査・その4年間の活動』より)

2. 近代法ではありえない遡及法で非民主主義的

特別法は近代国家ではありえない遡及法であり、下記韓国憲法第十三条にも違反している。

第二項 全ての国民は遡及立法によって、参政権の制限を受けたり財産を剥奪されない。

第三項 全ての国民は自分の行為でない親族の行為によって不利益な処遇を受けない。

にもかかわらず、韓国憲法裁判所は2013年8月4日に「日本から爵位を受けた人物に与えられた財産を没収対象とすることは合憲だ」との判断を下した。国家による国民の財産没収は、近代的な民主主義国ではありえないことである。

相手が日本であれば、憲法裁判所までが、憲法の条項を無視して遡及法を認め、祖先の行為によって財産が

没収されることを「合憲」としたのだ。これは明らかに日本だけを差別する恣意的司法判断である。

IV. Conclusion

親日派とされている人物の「罪状」をみれば、「中樞院参議、咸鏡北道・平安南道参与官」「大邱地方裁判所検事、朝鮮博覧会評議員」などいずれも韓国の近代化に大きく貢献した人々であり、彼らが日本と親しくしたことをもって、その子孫から相続財産を没収することは近代法の精神からしても全く正当性を欠いている。

さらに相手が日本となれば国家が憲法の条文までを無視して、恣意的に判断をする憲法裁判所は到底近代国家の司法機関とはみなしがたい。これらは明らかに「対日差別意識」に基づいており、特別法が ICERD 第二条一1 に違反していることは明確である。

V. Proposed Recommendations

委員会は韓国政府に対して次のように勧告するよう要請する。

- (a) 特別法は ICERD 違反であり、日本と親しくした者のみを差別的に取扱う憲法違反の遡及法である事実を速やかに認めよ。
- (b) これらの前近代的かつ非民主主義的な法律を破棄するとともに、不当な判決で犠牲になった人々の名誉を回復し、親日派の子孫から没収した財産を子孫に返還せよ。

以上